

笠間市議会議会運営委員会記録

令和8年1月14日 午前9時55分開会

出席委員

委員長	村上寿之君
副委員長	安見貴志君
委員	河原井信之君
"	内桶克之君
"	益子康子君
"	田村泰之君
"	西山猛君
"	大貫千尋君

欠席委員

なし

委員以外の出席議員

議長	畠岡洋二君
予算決算委員会委員長	田村幸子君

出席説明員

総務部長	瀬谷昌巳君
総務課長	甘利浩行君
総務課G長	松葉茂博君

出席議会事務局職員

議会事務局長	山田正巳
議会事務局次長	石井謙
次長補佐	鶴田貴子
主査	上馬健介
係長	神長利久

議事日程

令和8年1月14日（水曜日）

午前 9 時 5 分開会

1 開会

2 案件

(1) 令和 8 年第 1 回笠間市議会臨時会について

(2) 令和 8 年第 1 回笠間市議会定例会について

(3) その他

午前 9 時 5 分開会

○村上委員長 議長並びに議会運営委員会委員の皆様には、お忙しい中御出席を賜りましてありがとうございます。

本日は、令和 8 年第 1 回笠間市議会臨時会及び第 1 回定例会について御協議をお願いいたしましたくお集まり頂いた次第であります。

よろしくお願ひいたします。

○村上委員長 それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、主査、係長が出席しております。

本日の会議の記録は、書記の次長補佐にお願いいたします。

また、傍聴の申出がございましたので御報告いたします。

○村上委員長 会議に先立ち議長より挨拶をお願いします。

○畠岡議長 あらためましておはようございます。

賀詞交歓会、二十歳の集い、消防出初式とお忙しい中、議会運営委員会を開催して頂きありがとうございます。

本日は、もう皆様に伝わっておりますように第 1 回臨時会、定例会、条例改正時の表現の方法等々いろいろありますので、定例会、臨時会がすんなりといくように議論して頂ければありがたいと思います。

本日はよろしくお願ひします。

○村上委員長 ありがとうございました。

[議長 退席]

○村上委員長 それでは協議事項に入ります。

(1) 令和 8 年第 1 回笠間市議会臨時会についてを議題といたします。

はじめに第1回笠間市議会臨時会の招集告示についてであります、資料のとおり本日招集告示がされたところであります。

次に、総務部長より提出予定議案について説明願います。

総務部長、瀬谷昌巳君。

○瀬谷総務部長 令和8年第1回笠間市議会臨時会には、資料一覧のとおり、報告1件、議案1件、計2件の提案を予定しております。

それぞれの内容について、概略を御説明いたします。

提案1の報告、専決処分の承認を求めるについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第7号））でございます。これは国が実施する物価高対応子育て応援として、0歳児から高校3年生までの子どもに対して1人当2万円を支給するもので、物価高騰対策などに早急に対応するため、令和7年12月17日付けで専決処分したことにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、提案2の議案は、令和7年度笠間市一般会計補正予算（第8号）についてでございます。これは物価高騰対応重点支援地方交付金を活用した事業者応援等として、高齢者福祉施設、障害福祉サービス施設事業者などをはじめとする17事業について、物価高騰対策などの事業に速やかに対応する必要があるため、歳入歳出の予算を編成したものでございます。予算案の詳細につきましては、臨時会当日の全員協議会で御説明させて頂きたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○村上委員長 提出予定議案等の説明は以上でありますが、議案等の取り扱いについて、何かございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 なければ、これで了承願います。

次に、会期日程（案）について説明願います。

事務局次長、石井謙君。

○石井議会事務局次長 それでは、令和8年第1回笠間市議会臨時会会期日程（案）について御説明いたします。タブレット資料03会期日程（案）R8第1回臨時会をご覧頂きたいと思います。

第1回臨時会の会期については、去る1月9日金曜日に、議会運営委員会正副委員長と事務局で協議を行い、会期日程（案）を作成いたしました。

会期は1月21日水曜日の1日間とし、当日は午前9時より全員協議会を開催し、今回上程される議案の内容について執行部から説明を受け、その後本会議を開催します。

本会議は、午前10時に開会し、会期の決定、議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、討論、採決を行い閉会します。

説明は以上です。

○村上委員長 以上で日程の説明が終わりました。

今回の補正予算は、前回の第4回定例会で追加提出されたものと同様であるため、前回同様、事前に全員協議会で説明を受け、委員会付託を省略して即決で行いたいと考えております。

この件について、何か御意見ございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 なければ、このとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 御異議なしと認め、事務局説明のとおり決し、会期日程はは1月21日の1日間とすることに決しました。

次に、議案等の取り扱いについて、事務局より説明願います。

事務局次長、石井謙君。

○石井議会事務局次長 続きまして、議案等の取り扱いについて御説明いたします。

タブレット資料04議事日程第1号（R8第1回臨時会）をご覧ください。

日程第1、会議録署名議員の指名についてですが、今回は議席番号12番田村泰之議員と13番村上寿之議員が今臨時会の会議録署名議員となります。

日程第2、会期の決定を行います。会期は先ほど説明したとおり、1月21日の1日間となります。

日程第3、報告第1号、専決処分の承認を求めるについて（令和7年度笠間市一般会計補正予算（第7号））につきましては、補正予算の専決処分の報告でございます。提案理由の説明の後、質疑、討論、採決となります。

日程第4、議案第1号、令和7年度笠間市一般会計補正予算（第8号）につきましても、提案者からの説明を受け、質疑、討論、採決となります。

なお、本会議終了後に、例月行っております執行部からの報告案件についての全員協議会の開催をお願いしたいと思っております。

説明は以上です。

○村上委員長 ただいま議案等の取り扱いについての説明がありました、この件について、何かございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 なければ、このとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、1月21日の臨時会の本会議において、また、本会議に先立ち開催される全員協議会において、議会運営委員会からの報告として報告いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 次に、（2）令和8年第1回笠間市議会定例会について協議いたします。

総務部長より、提出議案等について説明願います。

総務部長、瀬谷昌巳君。

○瀬谷総務部長 資料06になります。

令和8年第1回定例会には、資料一覧のとおり、現時点で、諮問4件、議案20件、合わせて24件の提案が予定されています。

それぞれの内容について、概略を御説明させて頂きます。

提案1から4までの諮問、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めるについては、令和8年6月30日付で4名の委員が任期満了を迎えることから、次期候補者を法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるもので、現在人選は調整中でございます。

提案5の議案、笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、令和7年人事院勧告に準じ給与改定を実施するもので、初任給をはじめ若年層に重点を置き、すべての職員を対象に引き上げるものでございます。1級では5.2%、全体では3.3%の引き上げとなり、さらに期末勤勉手当を0.05月引き上げるなど、関係条例の一部を改正するものでございます。

提案6の議案、北山公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、この度、公園施設のローラー滑り台を撤去したことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

提案7から15の議案、令和7年度笠間市一般会計補正予算（第9号）から令和7年度笠間市下水道事業会計補正予算（第3号）までの9会計の予算につきましては、国県補助金等の確定や事業の執行の見込みなどにより、それぞれの予算の補正を行うものでございます。

提案16から提案24までの議案は、令和8年度笠間市一般会計予算から令和8年度笠間市下水道事業会計予算までの9会計の当初予算について提案するものでございます。

以上で説明を終わります。

○村上委員長 提出予定議案等の説明は以上であります、議案等の取り扱いについて、何かございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 なければ、これで了承願います。

次に、会期日程（案）について、事務局より説明願いますが、その前に予算決算運営委員会から報告がございますので、ここで予算決算委員会委員長の発言を許可します。

予算決算委員会委員長、田村幸子君。

○田村幸子予算決算委員会委員長 お時間を頂きましたので、予算決算運営委員会から御報告をいたします。

本日 9 時半から予算決算運営委員会を開催し、第 1 回定例会補正予算に対する総括質疑の取り扱いについて協議を行いました。

第 1 回定例会における補正予算については、初日の 2 月 25 日に提出され、同日付で予算決算委員会に付託され、27 日に各分科会で審査を行い、その後全体会を開催し、質疑、討論、採決、さらに同日付で本会議で採決を行うため、要綱で取り決めた総括質疑の通告締め切りが分会会審査終了日の翌々日正午という設定は不可能となります。

1 つは総括質疑を省略することも考えられますが、本会議の議案質疑では所管の委員会の議案質疑は、申し合わせ事項で認められておりませんので、委員会での総括質疑を実施し、その際、答弁者に出席を求める都合もありますので、初日の 25 日午後 5 時を総括質疑通告の締め切りとすると決定いたしました。

つきましては、第 1 回定例会会期日程（案）の 2 月 25 日の欄に「補正予算総括質疑通告締め切り午後 5 時」を掲載して頂けますようお願いいたします。

以上です。

○村上委員長 田村幸子委員長は退席してください。

〔予算決算委員長退席〕

○村上委員長 続いて、事務局次長、石井謙君。

○石井議会事務局次長 それでは、資料 07 会期日程（案）R 8 第 1 回定例会をご覧頂きたいと思います。

会期は、2 月 25 日（水）から 3 月 19 日（木）までの 23 日間とするものでございます。

初日の 2 月 25 日に会期の決定、施政方針、請願陳情の付託、議案上程、提案理由の説明、議案の一部について質疑、討論、採決をお願いいたします。

また、令和 7 年度各会計の補正予算につきましては、質疑の後、予算決算委員会に付託をお願いします。

一般質問通告締め切りは 25 日正午、議案質疑通告締め切りは 25 日午後 5 時とさせて頂きます。また、先ほどの予算決算委員会委員長の報告のとおり、補正予算に対する総括質疑の通告締め切りを 25 日午後 5 時といたします。

2 月 26 日は、議案調査のため休会といたします。

2 月 27 日は、午前 10 時から補正予算審査のため予算決算委員会分科会を一斉開催させて頂き、審査終了後、各分科会委員長報告をまとめ、午後 2 時より予算決算委員会全体会を開催し、各分科会からの報告、質疑、総括質疑、討論採決を行います。その後、午後 3 時より本会議を開き、議案質疑、常任委員会への付託、予算決算委員会委員長より補正予算審査結果の報告を受け採決を行います。

本会議終了後、議会運営委員会を開催し、一般質問の取り扱いについて協議をお願いしたいと思います。

2 日、3 日は、総務企画委員会と予算決算委員会総務企画分科会を行います。

4日、5日は、教育福祉委員会と予算決算委員会教育福祉分科会を行います。

6日、9日は、建設産業委員会と予算決算委員会建設産業分科会を行います。

各2日間予定しておりますけれども、流れにつきましては、条例等を常任委員会で審査し、終了後、予算決算委員会分科会で予算の審査を行うという流れで2日間行いたいと考えております。

10日につきましては、議事整理のため休会といたします。

11日、12日、13日の3日間を一般質問といたします。

なお、総括質疑通告の締め切りは、11日の正午までとさせて頂きます。

16日は、議事整理のため休会といたします。

17日は、予算決算委員会全体会を開催し、各分科会委員長の報告を受け、質疑、その後、総括質疑、討論採決を行います。

討論通告の締め切りは、18日の正午までとさせて頂きます。

19日は、定例会最終日となりますが、議案につきまして、各委員会委員長より、審査の経過及び結果の報告を受け、質疑、討論、採決を行い、閉会となります。

なお、本会議終了後、全員協議会を開催する予定でございます。

説明は以上です。

○村上委員長 ただいま会期日程（案）について、事務局より説明がありました。この件について、何かございますか。

内桶委員。

○内桶克之委員 確認させて頂きます。

第4回定例会で初めて補正予算で分科会を開催したわけですが、そのときは課別の審査を優先するために条例案と予算を混在してやっていたということがあったのですが、その点がどうなのかということで、今回は委員会で条例等の審査をやった後に予算審査をやるということでいいのか確認をしたいと思います。

○村上委員長 石井次長。

○石井議会事務局次長 内桶委員がおっしゃったとおり、先に条例等の審査を常任委員会でやります。たとえば、総務企画委員会であれば、最初に総務企画委員会を行い、終了後予算審査に移りまして、予算決算委員会の総務企画分科会という流れになります。それを2日間に分けて行います。終わり次第終了になりますので、2日目は早めに終わるという可能性もございます。

以上でございます。

○村上委員長 他にありますか。

なければ、このとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 異議なしと認め、令和8年第1回定例会の会期日程（案）は2月25日か

ら 3 月 19 日までの 23 日間とすることに決定しました。

なお、ただいま決定しました会期日程（案）につきましては、今月の全員協議会に議会運営委員会からの報告事項といたしますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、執行部からの報告がございますので、総務課の入室を許可いたします。

[総務課入室]

○村上委員長 総務課長、甘利浩行君。

○甘利総務課長 総務課の甘利です。よろしくお願ひします。

総務課から 1 点、御報告させて頂きたいと思います。

タブレットの中に条例等の改正における新旧対照表方式の導入についてという資料がございます。そちらに基づき御説明させて頂きます。

現在の議案については、議案書と改め文と新旧対照表の 3 つをワンセットとして上程させて頂いております。これを、改め文を省略して新旧対照表の方式に切り替えるということと、その内容について御説明します。

まず、1 の改め文方式の現状と課題についてですが、先ほど申しましたように、現在の条例等の一部改正については、議案書とその後に改め文を別紙で付けさせて頂いております。しかしながら、改め文による一部改正つきましては、元の条例と対照して溶け込ましで読まない限り、内容を正確に理解することが難しいという点がございます。このようなことから、現在、議案につきましては、改め文に参考資料として新旧対照表を添付させて頂きまして、新旧対照表に基づき各部長等から説明させて頂いているところでございます。

2 番の新旧対照表方式導入による効果についてでございますが、先ほど申しましたように、改正箇所が容易に判断しやすいということが最大の効果として挙げられております。また、新旧対照表方式を議案と同じレイアウトにすることで、タブレットによる視認性の向上にも反映できるというメリットがございます。

続きまして 3 番の導入後のイメージについてでございますが、先ほど御説明したように現行につきましては、議案書と議案書の別紙として改め文、その後に参考資料として新旧対照表を添付しているところでございます。こちらの内容については、2 ページ、3 ページ、4 ページ、5 ページになります。こちらが現行の形で、これをワンセットにして議会に提出して御説明させて頂いております。

導入後につきましては、このうち改め文を省きまして、議案書と新旧対照表に基づきまして議案のワンセットとして御説明させて頂きたいと考えております。

なお、附則につきましても、これまで改め文に載せていたものを新旧対照表に附則も入れるような形で説明させて頂ければと考えております。

続きまして、4 番の導入後のスケジュール案についてでございますが、こちらの条例につきましては、令和 8 年第 1 回の上程議案からこちらの方式を取り入れたいと考えております。

なお、本日、議会運営委員会で御承認頂けた際は、今月の全員協議会において各議員に報告したいと考えております。

説明については、以上でございます。

○村上委員長 この件について、何か御質問等あれば。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 その他、執行部で案件、報告事項等があれば。

○瀬谷総務部長 特にはございません。

○村上委員長 なければ退席願います。

[執行部退席]

○村上委員長 次に、(3) その他でありますが、令和7年4月15日の全員協議会において、事務局より標準市議会傍聴規則の一部改正にう笠間市議会傍聴規則の一部改正について進めていく旨の報告がありました。これについて協議したいと思います。

事務局より改正の内容について説明願います。

事務局次長、石井謙君。

○石井議会事務局次長 まず経過のほうから説明させて頂きます。

全国市議会議長会より、令和7年2月14日付で標準市議会傍聴規則の一部改正について通知がございました。この改正につきましては、地方自治法など国の法令改正に伴うものではないため、改正時期については法的な制約はございません。各議会において改正するか否かを含めご検討くださいというものでございます。

標準市議会傍聴規則につきましては、昭和34年に制定されまして、昭和40年の改正を経て、平成3年に傍聴席に入ることができない者の範囲から「精神に異常があると認められる者」を削除する旨の改正がなされて以降、改正が行われておりません。

笠間市議会傍聴規則におきましては、平成26年に第5条の部分で「傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所氏名及び年齢を記入しなければならない」を削除、その後、令和2年に議場改修工事により、第9条の「傍聴人の定員36人」を「42人」に改めた経緯がございます。この規則につきましては、時代の経過とともに社会情勢を反映した規定が存置されているということになります。

資料の09になります。今回の改正につきましては、笠間市議会傍聴規則の新旧対照表(案)をご覧ください。

主な改正点は、第9条の傍聴人の定員について、「災害の発生や感染症の蔓延時などにおいて、定員規定にかかわらず、議長が定員を定めることができる」の追加や、第11条の傍聴席に入ることができない者について、次ページ右側の改正前の上段になりますけれども、2項で「児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない」などを削除、この他、第12条で、傍聴人の守るべき事項については、第3項に「携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は、音を発しない状態にすること」などが追加されております。

改正の説明は以上となります。

○村上委員長 暫時休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○村上委員長 休憩前に引き続き協議を再開します。

ただいまの協議については、継続して協議が必要ということに決まりましたのでよろしくお願ひいたします。

他に何かございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○村上委員長 なければ、以上で本日の議会運営委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

午前10時40分閉会